

令和8年度 袋井市交通安全運動推進プラン

計画期間満了に伴う、新たな「袋井市交通安全計画」の策定は行われないことにより、計画が変わるものとして、「袋井市交通安全運動推進プラン」を袋井市交通安全対策委員会で策定した。本推進プランに基づき、関連団体が連携し、本市における交通安全施策を押し進めるものとする。

第1 道路交通の安全についての目標

- 1 交通事故死者を発生させない
- 2 人身事故発生件数は、360件以下を目指す

袋井警察署、静岡県交通安全協会袋井地区支部、袋井市交通安全会連合会、袋井市交通指導隊等の関係団体が連携及び協働してこれらに資する交通事故防止対策を計画的・効果的に実施できるよう、令和8年度に実施する運動の進め方や推進事項等についての共通認識を図る。

令和8年の人身事故件数の目標値については、「静岡県交通安全計画」、「袋井市総合計画（取組指標）」、「昨年実績（424件）」を勘案し、決定する。

第2 年間重点目標

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶



写真 袋井東小登校時キャンペーンの様子

令和7年の子どもと高齢者、歩行者、飲酒運転の事故は次のとおりであった。

- (1) 令和7年の子どもの交通事故に関しては、人身事故件数は37件で、昨年から11件の増加であった。特に小学生の事故が12件増加しており、本市の将来を担う子どもたちの事故防止対策は引き続き進めていく必要がある。
- (2) 令和7年の高齢者の交通事故については、人身事故件数は131件となり前年から26件減少、負傷者数は69人となり前年から6人減少したものの、死亡事故が1件発生した。

(3) 令和7年の歩行者事故については、31件となり、前年から4件減少した。しかし、死亡事故が1件発生しており、歩行者は重傷化のリスクが高いため、歩行者の事故防止対策は、引き続き進めていく必要がある。

(4) 飲酒運転については、昨年事故が1件発生し、根絶にいたらなかった。酒酔い・酒気帯び運転の検挙数は8件であり、全国的にも悲惨な事故が後を絶たない中、被害者・加害者双方の人生を奪う飲酒運転の根絶を引き続き進めていく必要がある。

以上のことから、昨年に引き続き「子どもと高齢者の交通事故防止」、「歩行者の交通事故防止」、「飲酒運転の根絶」の3つを年間重点目標と定める。

第3 運動の種別

1 年間を通じて実施する運動

運動名	期 間	概 要
袋井市 交通安全運動	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日の毎日	関係機関及び協力団体が連携を図り、それぞれの組織の特性と実情に応じて推進する。

(1) 交通安全対策推進事項

ア 袋井市交通安全会連合会

地域の交通安全リーダーとして、交通安全運動期間中の街頭指導をはじめ、交通安全施設の点検等を行い、住民の交通安全意識の高揚を図る。

- 交通安全運動期間中の街頭指導への参加
- のぼり旗・ポスターの掲出
- 各種啓発活動の実施
- 交通安全施設の点検実施
- イベントでの啓発活動の実施
- 自転車の交通反則通告制度（青切符）の周知

イ 袋井市交通指導隊

登下校時の園児や児童等に対する通行指導や夕暮れ時の早めのライト点灯の啓発など、歩行者をはじめ自転車などの道路利用者のマナー向上を図る。

- 園児や児童等登下校時の通行指導の実施
- 夕暮れ時の早めのライト点灯街頭指導の実施
- 県交通指導員会連合会一斉街頭指導の実施
- 自転車マナー向上キャンペーンの実施
- 交通安全運動期間中の街頭指導への参加
- 自転車の交通反則通告制度（青切符）導入に伴う交通指導の実施

ウ 自治会・自治会連合会

住民一人ひとりの交通安全意識を高揚させるため、交通ルールの遵守、交通マナーの徹底について、イベントや各種会議等時にチラシや啓発品等を配付するなど周知を図る。

- 地区交通安全講習会の開催
- 交通安全運動期間中の街頭指導への参加
- イベントや会議等時チラシや啓発品の配付
- 無事故・無違反コンクールの周知と違反・事故防止の呼び掛け
- 飲酒運転の根絶のためのポスターの掲示やのぼり旗の掲出

エ シニアクラブ袋井市

袋井警察署や交通安全協会袋井地区支部交通安全指導員と共に、交通安全教室を開催し、高齢運転者標識の表示、シートベルト全席着用、夜間外出時の自発光式反射材着用、夜間や雨天時には運転を控えるなど高齢者の安全運転の普及を推進する。
また、運転免許自主返納の促進を図る。

- 交通安全教室の開催
- 高齢運転者標識の標示等の推進
- 運転免許自主返納の促進PR活動
- 安全運転サポート車（サポカー）への乗り換え促進
- 飲酒運転の根絶のためのポスターの掲示やのぼり旗の掲出

オ 保育園(所)・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校

登校、登園時の安全を確保するため、通学・通園路の指定・点検や登下校時の指導等を実施する。

また、保護者の交通安全に対する理解と関心を高めるため、袋井市交通安全保護者の会(部)と連携し、園児、児童の交通ルールの遵守や交通マナーの向上や、自転車用ヘルメットの着用の徹底など交通安全活動を推進する。

併せて、近年、自転車利用者が加害者となる事故も発生していることから、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

- 交通安全教室の開催
- 自転車免許制度活用（希望する小学校のみ）
- 自転車マナー向上キャンペーン参加（中学校のみ）
- 登下校の指導
- 通学、通園路の点検
- 交通安全リーダーと語る会（PTA・諸団体・地域連携）の開催（小学校のみ）
- 自転車用ヘルメットの着用の徹底
- 損害賠償責任保険等への加入推進

カ 高校・専門学校・大学

高校では、生徒の通学等で自転車を利用する機会が多いことから、安全な道路通行や必要な知識と技能を習得させるため、交通安全教室の実施や自転車マナー向上キャンペーン指導強化の日等に街頭指導を実施する。併せて、自転車利用者が加害者となる事故も発生していることから、損害賠償責任保険等への加入を促進する。

また、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっていることから、自転車用ヘルメットの着用を促進する。

専門学校や大学では、自動車や原付の免許を取得している者がいることから、交通社会の一員として、責任を持った行動ができる健全な社会人の育成を図る。

- 交通安全教室の開催（自動車の運転を含む）
- 自転車マナー向上キャンペーン指導強化の日等に街頭指導の実施
- 損害賠償責任保険等への加入促進
- 自転車用ヘルメットの着用促進

キ コミュニティセンター

コミュニティセンターで行われるイベントや各種学級・講座などで交通安全教室の開催や、交通事故防止の啓発活動を実施する。

また、高齢運転者事故防止促進のため、運転免許自主返納の啓発活動も併せて実施する。

- 各団体での交通安全教室の開催
- コミュニティセンター行事等における交通安全啓発
- 運転免許自主返納の啓発活動

ク 事業所・各種団体等

安全運転管理協会、事業所単位の交通安全組織等を中心に、交通安全運動等への参加や、安全運転の講習会の開催、関係団体等が実施する講習会への積極的な参加等により従業員等の交通安全意識の高揚を図る。

- 安全運転の講習会の開催
- 静岡県警察実施の「運転免許自主返納者等サポート事業」への登録推進
- 飲酒運転の根絶のためのポスターの掲示やのぼり旗の掲出

(2) 具体的な実践事項

ア 子どもと高齢者の事故防止に関する交通安全活動

(ア) 子どもの事故防止に関する交通安全活動

袋井警察署、静岡県交通安全協会袋井地区支部と連携し、小学校等で実施される交通安全教室や登下校時の街頭指導、交通安全会連合会保護者の会部研修、新入学児童に対する啓発品の配布など子どもの事故防止の啓発を実施する。



写真 交通安全会連合会保護者の会部研修の様子

また、自動車同乗中の人身事故が増加していることを踏まえ、チャイルドシートやシートベルト着用のルールを、交通安全教室や街頭啓発、チラシ・ポスターにて幅広く周知を実施する。

(イ) 高齢者事故防止に関する交通安全活動

袋井警察署、静岡県交通安全協会袋井地区支部、交通安全会連合会、交通指導隊等と連携し、直接、高齢者に対して広く事故防止を働きかける高齢者向けの交通安全教室やイベントでの啓発等を実施する。

また、袋井市地域公共交通計画に基づき、公共交通サービスの改善をはじめとした移動手段の確保・充実を図る。

さらに、官民共創の地域課題解決のため協定を結んでいる、あいおいニッセイ同和損保と連携し、体験型の交通安全教室を実施することで、高齢者の交通事故防止のための啓発を行う。

イ 歩行者事故防止に関する交通安全活動

歩行者に対する交通ルールの周知を図るとともに「しずおか・安全横断3つの柱」(①手を上げるなどして運転者に横断する意思を伝える、②安全を確認してから横断を始める、③横断中も周りに気を付ける)等の歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進する。

また、交通指導隊が実施している「ピカッと作戦」やイベント時に自発光反射材を配布し、歩行者の交通事故防止の啓発を実施する。



写真 3つの柱啓発チラシ

ウ 飲酒運転の根絶に関する交通安全活動

袋井警察署、静岡県交通安全協会袋井地区支部、交通安全会連合会、交通指導隊等と連携し、年末年始や歓送迎会シーズンを中心に、駅前や主要交通拠点で重点的な啓発活動を実施する。

また、飲食店や企業向けに、ポスターやリーフレットを配布し、店舗掲示や従業員向け注意喚起、市の広報を活用してとも連動して周知を徹底し、飲酒運転を根絶する。

2 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間	街頭指導日	街頭指導場所
春の全国交通安全運動	4月 <u>6</u> 日(月) ～15日(水)の10日間	4月 <u>8</u> 日(水)	市内主要交差点 (100箇所)
夏の交通安全県民運動	7月 <u>11</u> 日(土) ～20日(月)の10日間	7月 <u>10</u> 日(金)	
秋の全国交通安全運動	9月 <u>21</u> 日(月) ～30日(水)の10日間	9月 <u>18</u> 日(金)	
年末の交通安全県民運動	12月15日(火) ～31日(木)の17日間	12月15日(火)	

- (1) 関係機関及び協力団体へ交通安全運動の主旨を浸透させ、効果的な活動を展開する。
- (2) 運動の初日に交通安全会連合会等において一斉街頭指導を実施する。(運動初日が土日祝の場合は、運動前の平日) ※春の全国交通安全運動は、集団登校初日に実施
- (3) 運動期間中には、交通安全運動実施中ののぼり旗の掲出や広報車による広報を実施する。

3 期日を定めて実施する運動

運動名	実施日	摘要
交通事故ゼロの日	毎月10日、 20日、30日	県交通安全対策協議会「交通事故ゼロの日実施要綱」に基づき実施する。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日 9月30日	内閣府「春の全国交通安全運動推進要綱」「秋の全国交通安全運動推進要綱」に基づき実施する。
自転車マナー向上キャンペーン (県下一斉)	5月20日 10月20日 1月20日 (予定)	県交通安全対策協議会「自転車マナー指導強化の日実施要領」に基づき実施する。
県下交通指導隊一斉街頭指導	7月1日 12月1日 (予定)	県交通指導員会連合会「交通指導員一斉街頭指導実施要領」に基づき実施する。

- (1) 国及び県より示される要綱に基づき、関係機関及び協力団体等と連携し、運動を実施する。
- (2) 運動の浸透を図るため、各地区交通安全会を通し、のぼり旗の掲示等積極的な広報を実施する。
- (3) 県下交通指導隊一斉街頭指導日には、市内中学校周辺で街頭指導を実施する。



写真 袋井警察署、交通安全協会袋井地区支部、袋井市交通指導隊による、
街頭指導前打合せの様子